

橋本事務所新聞

第22号

発行所
橋本法務会計事務所



今月のトピックス

『個人情報保護法』 に対応できていますか？

この四月一日から個人情報保護法が全面施行されています。今からでも遅くないので、下記のポイントに注意しながら、対応策を考えてみてはいかがでしょうか？

1. 考え方を要する

今までは個人情報といえ、各社が地道に収集し、営業のために用いる会社の財産の一つでした。これからは個人情報については、収集される側の個人の利益が優先され、たとえ会社が苦勞して収集したとしても、その利用には一定の制約を受けるといって自覚が必要です。

2. 現状を把握する

現状、社内で個人情報がどのようになっているのかを把握し

なければなりません。この場合の個人情報とは、氏名・生年月日等により特定の個人を識別できるものをいいます。そして、

- ①取得、②保有・管理、③利用
- ④第三者提供、⑤廃棄といった情報の流れに沿って整理する必要があります。

3. 個人情報保護方針を策定する

個人情報取扱事業者として、内外に基本姿勢を宣言します。この宣言は文書化し、対外的にはホームページ等で発表します。この方針が社内的には役員・社員全員の個人情報保護に対する判断の拠り所となります。

この個人情報保護法に基づいて、各種社内規定等を整備していくのですが、詳しい記載例等

4. 社内体制を構築する

は経済産業省のガイドラインが参考になります。



それを実行するための体制が必要で、

中小企業では経営者自らが先頭に立って、個人情報保護を推進していく必要があります。その場合、営業がおろそかになっては本末転倒なので、外部の専門家を積極的に活用するのも一つの解決策です。

知ってお得！法律雑学

「手付金」と「内金」 は同じじゃないの？

Q、引越しを考えていたAさんは、不動産業者に十万円の内金を支払っていましたが、ところが事情が変わったので引越しをやめようと思い、不動産業者に

でしょうか。

両者共に契約の最初の段階でお金を受け渡すという点は同じです。違う点はこれ以後になります。

「手付金」というのは、特に約束が無い限り、「解約手付け」といって理由が無くても、支払った側はその金額を放棄することによって、また受け取った側はその手付金の倍返しをすることによって解約できます。

一方、「内金」というのは代金の一部支払とみなされ、これを支払った段階で契約は成立し、次の段階へ進んでいることになります。従ってこれを解約するためには、法律上の契約解除理由が必要になり、これがなければ契約を解除することができません。

このように一見同じに見える支払でも、その名目によってその後の展開が異なってきます。お金を支払う際は十分に注意しましょう。

解約を申し入れたら、「内金が入っているので解約は無理です」と言われてしまいました。どういふことなのでしょう？

A、このとき支払った十万円が手付金ならば、解約可能ということになります。

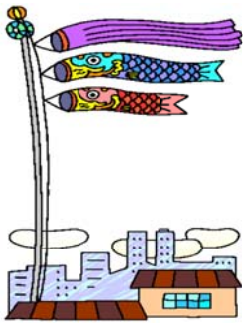
では、この両者はどう違うの

経営コーナー

【環境変化をどのように捉えるか】 （現場からの実例）

中古車販売業からの実例です。最近売上状況が芳しくなく、一見客の来店はあっても、販売に結びつかないケースが多い。店頭には一通り品揃えしているが、客の声は「安い軽自動車はないか?」というものが多いうな気がする。

このような場合に、客の声をどのように判断するかで採るべき戦略が変わってきます。まず、外部環境の変化と捉えた場合、安い軽自動車のニーズが現にあるのだから、店頭の品揃えにおいて安い軽自動車を強化すべき



ということになります。比較的オーソドックスな考え方です。

一方、これを内部環境の変化と捉えるかどうかでしょうか？安い軽自動車を求めて来客があった

↓ 外から見ると安い軽自動車を置いているように見える

↓ そのように思わせることが店の方針なのか？そうではない

↓ 安い軽自動車以外の品揃えを強化しよう、という流れになって、前者とは全く反対の戦略を採ることになります。

この場合、どちらの戦略が正しいかを結論付けることはできません。戦略より先に手をつけるべき問題があるからです。言うまでもなく方針の決定です。店の方針がはっきりしていないと、このように現場が混乱して売上の停滞が起ります。

そして、もっと良くないこと



は、このまま何もしないで放置することです。放置してしまうと、検証ができないため、ますます売上不振の原因がわからなくなります。

この店で今すぐやるべきことは、方針を決めて具体的に実行することです。その実行こそが店の販売ノウハウを築いていくことになります。

今月の名言

「人間のあやまちは、すべて性急というヤツである。」
—フランツ・カフカー

☆急ぎすぎると失敗します。よく考え、慎重に進めましょう。

今月の一言

先日、全国建設関係行政書士協議会の長崎ホームラムに参加しました。長崎は初めてでしたが、桜満開の市内観光と、ちゃんぽん麺を堪能してきました。

ホームラムでの大学教授の講演の中で印象に残りましたのが、日本社会の構造変化、競争環境の変化です。東西冷戦の終結後、人類が歴史上経験したことのない世界巨大市場が出現しました。未知の時代へ突入したと見るべきで、一度頭のリセットボタンを押して今までの成功体験を忘れ、新しい思想や知識を吸収し、新しい経営手法に切り替える必要に迫られているようです。

また私達は「景気が悪い」という言葉を良く使いますが、この言葉を使う人は、旧態依然とした経営を行っている人で、私は変化しない人であると認めていることになるので、この言葉はあまり使わないほうがいいですよとの厳しい話もありました。

行政書士・橋本法務会計事務所

〒675-1335

兵庫県小野市片山町1332-1

小野工業高校近く

TEL 0794-62-2377

FAX 0794-62-2374

申請取次行政書士

一級ファイナンシャル・プランニング技能士

CFP 認定者

ISO9000・ISO14000審査員補

HACCP実務認定者

建設業許可・経営事項審査

産業廃棄物許可・相続遺言

各種法人設立 経理記帳

HACCP ISO KEMS コンサルティング

個人情報保護法 認証指導他